

## コラム:元書記官の独り言～債権届出書の押印のはなし～

私は、弊所にて事務職員として勤務していますが、前職は大坂地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も弊所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、今日は元書記官の視点から、債権届出書の押印についてお話いたします。

法的倒産手続を申し立てた取引先に対する売掛金などの債権を裁判所に届け出る場合、どこの裁判所の様式でも、債権届出書には押印が必要とされています。

債権届出書に押印を要する直接の根拠は、民事訴訟規則2条の「(前略)裁判所に提出すべき書面には(中略)記名押印するものとする。」との規定が各倒産手続規則においても準用されているところにあります。

また、押印には、提出文書の真正さを担保し、作成者が文書の真正さを証明する負担の軽減を目的とする面もあるため、昨今の公用文への押印廃止論議が進んでも、債権届出書の提出を含む裁判実務においては、提出文書への押印がすべて廃止される可能性は低いと思われます。

これに対し、押印に用いる印鑑そのものには、法律や規則の規定上の制限はありません。実印である必要はなく、いわゆる三文判でも無効ではありません。ただし、前述したとおり、押印を求める目的のひとつに、文書の真正さの担保があるため、実務的には、押印者の特定に欠けるようなもの(いわゆる「シャチハタ」などの画一的・大量に生産されるスタンプ式印鑑など)や、容易に変形・棄損してしまう材質のもの(いわゆる「芋版」など)による押印は不適切であると考えられています。

また、印鑑の内容についても、原則として制限はないと考えられています。極端な例だと、「鈴木」さんが「佐藤」名の押印をして債権届出書を提出しても、ただちに無効というわけではないのです。ただし、文書の真正さには当然疑義が生じますので、裁判所や管財人はその点について確信を得るため別途確認(電話で事情を聞き取るなど)し、可能であれば名称に合致したもので押印し直すよう作成者に求めることが通例です。

とはいえ、上記のようなケースでも、鈴木さんは旧姓「佐藤」の印鑑に愛着があって以前からずっと使い続けている、などという事情が判明したような場合には、このように名称と一致していない押印でも問題がないと取り扱われることもあり得ます。

ところで、倒産手続において債権を届け出るケースでは、その後配当手続などに進むことが多いため、配当金振込依頼書等を追加提出する必要が生じることが多く、その際も押印が必要となります。追加提出文書の押印については、先に提出した債権届出書に押印したものと同一の印鑑によるか、印鑑証明書を添付した上で実印を押印するか、どちらかを求める裁判所や管財人がほとんどです。なぜなら、印影の同一性をもって、同一人物からの提出文書かどうかを確認する重要な一要素と捉えて文書の真正さを判断しているからです。

よって、倒産手続において書面を提出する場合、どの印鑑で押印したか控えを残しておくとともに、同一手続の中では同じ印鑑で一貫して押印するように心がけておくことは、単純ながら非常に肝要なこととなります。

ちなみに、先に述べた、実際の名称と異なる印鑑で押印して債権届出書を提出した鈴木さんのケースにおいて、その後鈴木さんが配当金の振込依頼書を提出する際、実際の姓と一致する「鈴木」名の印鑑で新たに押印して配当金の振込依頼書を提出した場合はどうなるでしょうか。

この場合でも、裁判所や管財人が、従前と同じ印影かどうかを文書作成者の同一性判断の重要な一要素と捉えていることに変わりはないため、いきなり別の印鑑が用いられてきた場合は、それがむしろ実際の名称に一致する「鈴木」の印影だとしても、やはり同一性に疑義を持たざるを得なくなります。

よって、この場合においても、原則として、鈴木さんには、債権届出書に押印していたものと同一の「佐藤」名の押印をするか、印鑑証明書を添付して実印を押印するかを求められることとなります。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)